

鋼橋技術研究会 規約

昭和59年10月制定
昭和61年5月改訂
昭和62年5月改訂
平成元年5月改訂
平成6年5月改訂
平成8年5月改訂
平成10年5月改訂
平成13年2月改訂
平成18年4月改訂
平成21年7月改訂
平成22年4月改訂
平成24年4月改訂
平成29年5月改訂
令和3年3月改訂
令和3年11月改訂
令和4年2月改訂

第1条. 総 則

- (1) 本会は鋼橋技術研究会と称する。
- (2) 本会は、我が国に於ける橋梁技術の発展に寄与し、併せて会員相互の交流を図ることを目的とする。
- (3) 本会は所在地兼事務局を福島県会津若松市天神町 25-3 有限会社ハートランド（ポータルサービス）内に置く。
- (4) 本会は昭和59年10月1日を設立年月日とする。

第2条. 会 員

- (1) 本会の会員は、法人会員、学会会員、及び特別会員の3種とする。
- (2) 法人会員は、関連分野の法人企業を指し、本研究会の維持母体となるもので、この加入は運営幹事会の推薦によるほか、会長の承認を必要とする。
- (3) 法人会員は、本会に対する代表者（以下法人代表者という）1名を定め、書面をもって運営幹事会に届けるものとする。なお、法人代表者の交替を必要とする場合は、予め書面をもって運営幹事会に届けなければならない。
また、法人代表者は同一法人に属する他の個人にその代行を委嘱することができる。
- (4) 学会会員は、本会の主旨に賛同し参加を希望する、大学または官公庁等に所属する個人を指し、この加入は研究部会長、若しくは運営幹事会の推薦によるほか、会長の承認を必要とする。
- (5) 特別会員は、本会の目的を達成するうえで必要と考えられる個人を指し、運営幹事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。
- (6) 会員が退会する場合は、退会届を運営幹事会に提出し、運営幹事会は会長に報告しなければならない。
- (7) 会員が次の各項の一に該当する場合は、運営幹事会の議決に基づき、会長の承認により退会させることができる。ただし、当該会員に対し議決前に弁明の機会を与えなければ

ならない。

- a. 本会の規約に違反したとき
- b. 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

第3条. 会 費

法人会員は、次に定める会費を年度当初に一括して納めなければならない。

法人会費：年額 200,000 円

ただし、年度途中で入会した場合は、入会承認後は速やかに年額を納入するものとし、年度途中で退会した場合は、会費を返却しないものとする。

なお、災害等の特別な事情により本会の活動が縮小し、予算計画が縮小した場合、幹事会が法人年会費の減額額を議決し、会長の了承を得た場合、翌年度の会費を減額できるものとする。

第4条. 役 員

(1) 本会には次に示す役員を置く。

- a. 会 長
- b. 副会長 (若干名)
- c. 運営幹事 (10～15 名程度)
- d. 会計監査 (2 名)

(2) 運営幹事、および会計監査は、法人代表者のなかから運営幹事会の推薦により法人代表者の2/3以上の信任をもって選任する。

(3) 会長は、学会会員のなかから運営幹事会の推薦により、法人代表者の2/3以上の信任をもって選任する。

(4) 副会長は、学会会員のなかから運営幹事会の推薦により、会長の承認をもって選任する。

(5) 会長、副会長、および運営幹事の任期は、原則1期3年とし、会計監査の任期は、原則1期2年とする。また、任期の起算日は年度当初の総会の翌日とする。

ただし、再任を妨げない。

(6) 役員は次に掲げる職務を行う。

- a. 会長は、本研究会を代表し、会務を総括する。
- b. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときに、会長が予め指名した順序でその職務を代行する。
- c. 運営幹事は、総会で報告する事業計画、事業報告、予算計画、会計報告等の作成のほか、会務執行のために必要な事項を行う。
- d. 会計監査は、会計報告の監査を行う。

(7) 運営幹事、または会計監査が、任期半ばでその任が遂行できなくなった場合は、運営幹事会の承認により、その同一法人の新代表者に交替できるものとする。

また、運営幹事、または会計監査に欠員が生じた場合は、速やかに(2)項に従って補充を行う。ただし、その任期は前任者の残余期間とする。

(8) 会長、または副会長が、任期半ばでその任が遂行できなくなった場合は、速やかに(3)、または(4)項に従って選任する。ただし、その任期は前任者の残余期間とする。

(9) 役員報酬は無償とする。

第5条. 名誉会長

本会に名誉会長を置くことができる。名誉会長は、会長退任者であって運営幹事会の推薦により会長が承認する。名誉会長の任期は3年とし再任を妨げない。ただし、名誉会長の報酬は

無償とする。

第6条. アドバイザー・顧問

本会にアドバイザーならびに顧問を置くことができる。アドバイザーは、大学等の研究機関に在籍する学会員、または特別会員の中から運営幹事会の推薦により会長が承認し、退官後は顧問とする。アドバイザーならびに顧問の任期は3年とし再任を妨げない。ただし、アドバイザーならびに顧問の報酬は無償とする。

第7条. 運営幹事会および事務局

- (1) 運営幹事会は、法人代表の信任投票により選任された運営幹事団で構成し、原則として月に1度開催する。
- (2) 運営幹事会は、運営幹事の過半数の出席をもって成立し、その会の決定は合議によるものを原則とする。
- (3) 運営幹事会は本規約に定める事項の他、本会の運営計画、事業計画等の立案・推進を行い、結果を総会に報告しなければならない。
- (4) 運営幹事は運営幹事会で定められた担当毎に業務を分担し、また、事務局に業務を補佐させることができる。
- (5) 事務局員は各運営幹事が各1名を推薦し、運営幹事会がこれを承認する。なお、その任期、報酬等は運営幹事に準ずる。
- (6) 運営幹事会の運営方法は、運営幹事会規定（内規）による。

第8条. 技術委員会

- (1) 本会の目的を達成するため技術委員会を設置する。技術委員会は運営幹事会と協議の上、研究活動に関する企画・立案・推進と研究成果の審査を行う。
- (2) 技術委員会は各研究部会長、運営幹事および橋梁技術に関し卓越した学識を有する者で構成する。
- (3) 技術委員会には次の委員長、副委員長を置く。
 - a. 委員長
 - b. 副委員長（2名；内1名は運営幹事）
- (4) 技術委員会の委員長は運営幹事会で推薦の上、会長がこれを委嘱し、副委員長は運営幹事会が推薦し、技術委員長が承認する。
- (5) 委員長、副委員長の任期は1期2年とする。ただし再任を妨げない。
- (6) 各号に定める委員長、副委員長および委員の報酬は原則として無償とする。なお、運営幹事会が必要と認めた場合は、本委員会活動に必要な旅費を別途定める内規に従い支払うことができる。

第9条. 研究部会

- (1) 本会の研究活動を推進するため技術委員会の下に研究部会を設置する。
- (2) 研究部会は主として橋梁技術に関する情報収集、長期的課題および短期に解決を必要とされる課題についての研究活動を行う。
- (3) 研究部会の新設は技術委員会で協議し、技術委員長が承認する。
- (4) 各研究部会は部会長、若干名の幹事および部会員で構成し、必要な場合は副部会長を置くことができる。なお、部会長は技術委員会で協議のうえ選任し、副部会長、幹事および部会員は当該部会長が本会員の中からこれを選任する。

- (5) 前各号に定める副部長、幹事および部会員の報酬は原則として無償とする。部長については内規に従い報酬を支給する。なお、運営幹事会が必要と認めた場合は、研究活動に必要な旅費を別途定める内規に従い支払うことができる。
- (6) 研究部会の部長、副部長、幹事および部会員の任期は原則1期2年とし、活動成果の纏めをもって活動の終了とする。
- (7) 研究部会の成果物の所有権および著作権は全て本会に帰属するものとする。本会の会員は成果物を自己の業務の遂行のために使用することができる。

第10条. 特別会員連絡会

本会の運営および研究活動に関して特別会員から助言を受け、会員間の意志疎通を図るため特別会員連絡会を設置する。特別会員連絡会は会長、副会長、技術委員会委員長および副委員長、運営幹事と特別会員とで構成し、原則として、年1回開催する。

また、本条項に定める特別会員連絡会出席者への報酬は原則として無償とする。なお、運営幹事会が必要と認めた場合は、本会活動に必要な旅費を別途定める内規に従い支払うことができる。

第11条. 法人代表者連絡会

本会の運営および研究活動に関する重要課題を討議するため、運営幹事会の議決により法人代表者連絡会を開催できる。

第12条. 総会

- (1) 総会は、運営幹事会の議決により会長がこれを開催する。
- (2) 総会は、年度当初に開催するほか、臨時総会として臨時に開催することができる。
- (3) 運営幹事会は、年度当初の総会において、役員員の信任投票報告、一般活動報告、研究部会報告、会計報告、及びその他必要な事項の報告を行わなければならない。
- (4) 会計監査は、通常当初の総会において、会計報告に対する監査結果を報告しなければならない。

第13条. 表彰

会長は、鋼橋技術の進歩ならびに鋼橋の発展普及に顕著な貢献のあった個人を、表彰規定(内規)の定めにより表彰することができる。

第14条. 会計年度

本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日迄とする。

第15条. 規約の改訂

本規約の改訂は、運営幹事会が議決し、全法人代表者の2/3以上の賛成、及び会長の承認を必要とする。

第16条. 解散

本会の解散は、運営幹事会の議決により、全法人代表者の3/4以上の賛成、及び会長の承認を得なければならない。